

4 化学物質

(1) 事業者による自主的な化学物質管理の促進

化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の業種や要件（従業員数、取扱量等）に該当する事業者には、対象となる化学物質の環境への排出量・事業者による自主的な管理等について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「PRTR法」という。）や府条例に基づく届出が義務付けられています。

大阪市では、こうした届出の受付に加え、本市ホームページを活用した市域内の化学物質排出量の公表などにより、市民や事業者の方に化学物質についての関心を深めていただくとともに、事業者には自主管理の促進を図るなど、環境への排出抑制について啓発しています。

なお、大阪市域における平成26年度の化学物質の届出排出量は1,803トンとなっており、そのうち、1,419トン（79%）を揮発性有機化合物が占めています。

(2) 有害化学物質対策

① 有害大気汚染物質の環境モニタリング

大阪市では、法に基づき、健康リスクがある程度高いと考えられる22物質について環境モニタリングを行っています。

そのうちベンゼンなどの4物質には環境基準が設定されており、またアクリロニトリルなどの9物質には健康リスクの低減を図るための指針値が設定されていますが、平成27年度はすべての調査地点でこれらを下回りました。

② 有害大気汚染物質対策

法ではベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの3物質を「指定物質」とし、排出施設及び抑制基準が設定されており、大阪市内では事業者に対し排出抑制を指導しています。

また、府条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から23物質が有害物質として規制されています。

そのうち発がん性のあるクロロエチレンなどの6物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウムなどの17物質については、排出基準が適用され、これらの遵守について指導を行っています。

(3) ダイオキシン類*

① ダイオキシン類調査

ア. 一般環境調査

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」第26条に基づき、大気、水質、地下水質、底質及び土壌について、ダイオキシン類濃度の調査を行っています。

平成12年度からの市内平均濃度の経年変化については、次のとおりです。

○大気：平成27年度は、平成12年度の約7%に相当する濃度まで低下しています。

○水質：河川・海域ともに、ほぼ横ばいの傾向にあります。

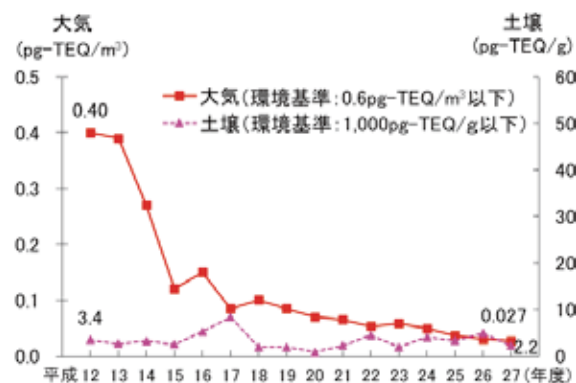
○地下水質、土壌：環境基準と比較して低い濃度レベルで推移しています。

○底質：河川は平成16年度をピークとして改善傾向にあり、海域は平成15年度以降、ほぼ横ばいの傾向にあります。

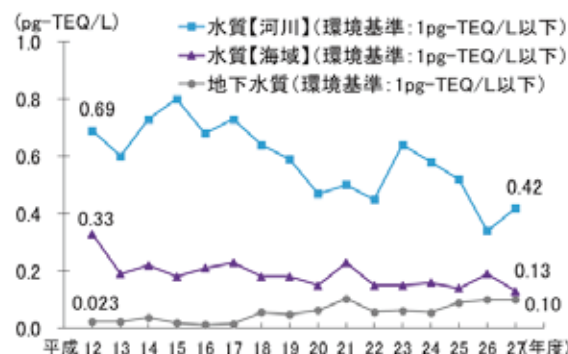
なお、平成27年度は、一部の河川における水質、底質を除き、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

ダイオキシン類濃度（市内平均値）の経年変化

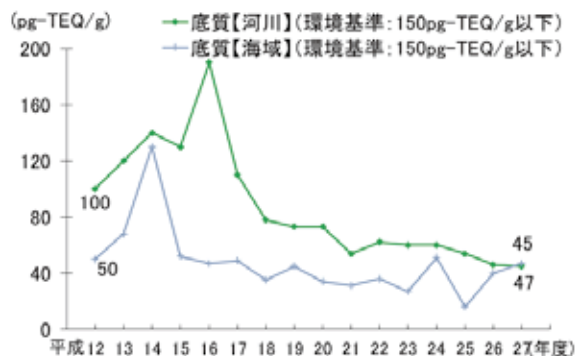
1. 大気、土壌



2. 水質、地下水質



3. 底質



イ. 水道水調査

水道水中のダイオキシン類については、最大見積濃度で 0.0052pg-TEQ/L 未満（平成 27 年度）と、水道の要検討項目の目標値 1 pg-TEQ/L（暫定）を大きく下回っています。

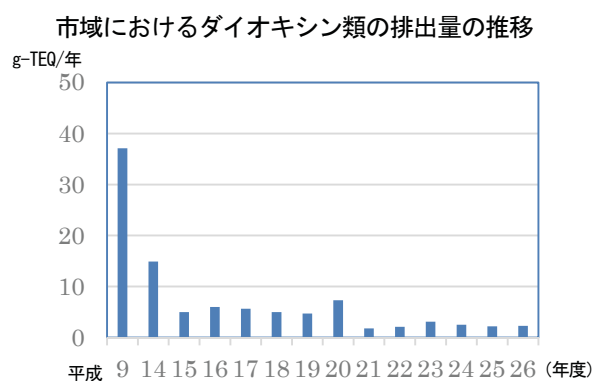
② ダイオキシン類対策

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」に基づき、廃棄物焼却炉等の設置者に対して、排出基準及び施設の構造・維持管理基準の遵守徹底を指導しています。

ア. 設置者による測定

「ダイオキシン類対策特別措置法」第 28 条により、廃棄物焼却炉等の排出ガス、排水、ばいじん、燃え殻等の基準が適用される特定施設については、設置者がそれらの濃度を測定し、大阪市の報告することが義務付けられており、大阪市の測定結果を公表することとなっています。

なお、大阪市の特定施設等から大気中に排出されるダイオキシン類の量は 2.3g-TEQ/年（平成 26 年度）と推定され、規制が開始された平成 9 年度に比べおよそ 94%減少しています。



イ. 底質ダイオキシン類浄化対策

港湾区域（河川・港湾重複7区域）における平成 15～17 年度にかけての調査の結果から、汚染範囲約 56ha、純汚染量（底質）約 93 万 m³、環境基準超過範囲は 160～7,200pg-TEQ/g と確認されています。現在まで当該範囲においてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準超過は確認されておらず、ただちに影響が生じるものではありませんが、適切な浄化対策を推進するため、平成 17 年度に学識経験者で構成される「大阪市底質対策技術検討会」で浄化対策方針を策定し、この方針に基づき平成 18 年度から浄化対策に取り組んでいます。平成 22 年度の浄化対策の事前調査において、大正区福町堀の一部で国の暫定除去基準を超過する PCB が検出されたことから、「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

河川の底質ダイオキシン類についても、河川整備事業に併せて浚渫を行うなど、浄化対策に取り組んでいます。また、大阪府との連携のもと、市内河川における汚染範囲等の調査や「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、その発生源は、工場・事業場の機械、建設工事やカラオケ営業まで広範に及んでいます。

大阪市では、道路（高速自動車国道、一般国道、府道、4車線以上の市道、及び自動車専用道路）に面する地域において、騒音測定を定期的を実施し、沿道における住居の環境基準達成状況を把握しています（自動車騒音常時監視）。平成26年度の大阪市域における環境基準達成率は、95.2%となっています。

その他、新幹線鉄道騒音や航空機騒音についても測定を実施し、環境基準の達成状況を把握しています。

(2) 騒音・振動対策

大阪市では「騒音規制法」、「振動規制法」や府条例により、工場・事業場の騒音・振動に対する規制指導を行っています。法令に基づく届出により未然防止を図り、苦情が発生した場合は、立入検査を実施し、指導を行います。なお、建設作業に伴い発生する騒音・振動は一過性とはいえ、日常生活に大きな影響を与えることがあるため、規制指導の対象となる特定建設作業には、届出指導を行うとともに、パトロールの実施や講習会の開催等により苦情の未然防止に努めています。

また、自動車騒音等については、沿道地域における改善を図るため、関係機関と連携しながら、低騒音舗装の施工、遮音壁の設置など種々の対策を進めています。

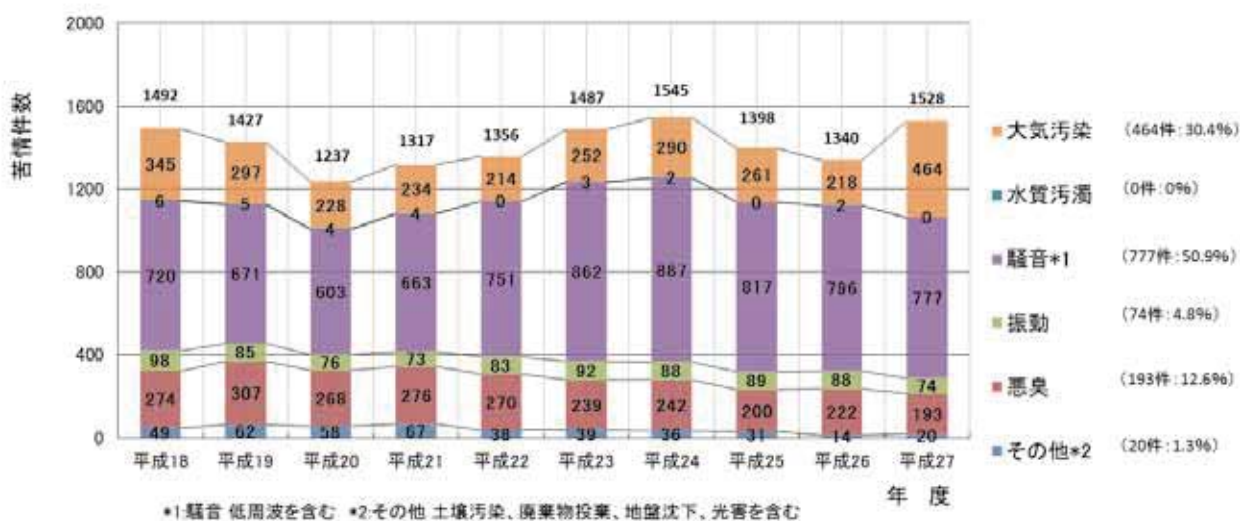
6 公害苦情の処理

大阪市では、各区役所等で公害苦情の相談に応じるとともに、各環境保全監視グループが発生源の規制、指導を行うことによりその解決を図り、生活環境の保全に努めています。

平成27年度中に市民から各区役所及び環境局

などへ寄せられた苦情件数は1,528件であり、前年度に比べて、14%増加し、最も多い苦情は騒音に関するもので、苦情全体の50.9%を占めています。これらのうち直接解決したものは1,403件で解決率は91.8%となっています。

公害苦情の種類別件数の推移



7 公害健康被害の救済等

(1) 公害健康被害の補償等の実施

昭和 63 年 3 月 1 日「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行にともない、大阪市では既存の被認定者に対して補償給付及び公害保健福祉事業を実施しています。

① 既存の被認定者に対する補償

ア. 認定更新等

改正法施行前に申請を行い、認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定しています。

平成 28 年 3 月 31 日現在 認定者数 6,068 名

イ. 補償給付

被認定者及びその遺族に対し、補償給付（療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料）を行っています。

平成 27 年度補償給付額 8,279 百万円

② 公害保健福祉事業

ア. リハビリテーション事業

医師、保健師などによる機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及や運動療法を行っています。

平成 27 年度 9 回実施 75 名参加

イ. 転地療養事業

空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行っています。

平成 27 年度 保養センター 美穂苑
2 回実施 計 53 名参加

ウ. 家庭療養用具貸与事業

症状の程度から必要度の高い特級及び 1 級の在宅療養者に対し空気清浄機などを貸与し、療養効果の促進を図っています。

平成 27 年度 8 件貸与中

エ. 家庭療養指導事業

各区保健福祉センターの保健師が被認定者に面接や家庭訪問を行い、病状回復を図るための療養指導を行っています。

平成 27 年度 面接指導数 延べ 329 名
家庭訪問指導数 延べ 337 名

オ. インフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業

被認定者のうち、インフルエンザに係る予防接種において、被認定者の負担となる費用を助成しています。

平成 27 年度助成数 2,605 名

(2) 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業等を実施しています。

① 健康相談事業

○ ぜん息教室、親と子の健康回復教室、乳幼児アトピー・ぜん息相談

気管支ぜん息児等とその保護者を対象として、疾患に関する理解を深めていただくよう、適切な助言・指導を行っています。

平成 27 年度 12 回実施 417 名参加

○ 呼吸器講演会

呼吸器疾患に関する相談に応じ、呼吸器の専門医による講話、理学療法士等によるリハビリ指導を行っています。

平成 27 年度 5 回実施 489 名参加

② 健康診査事業

アレルギー素因のある乳幼児を対象に、ぜん息に関する問診や、保健指導を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っています。

平成 27 年度 6 回実施 8 名参加

③ 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象に、療育上有効な機能回復訓練を行っています。

平成 27 年度

- ・健康回復セミナー 2 回実施 32 名参加
(小学校 3～6 年生)
- ・ぜん息児水泳教室 前半・後半の 2 クラス
1 クール 10 回コース 47 名参加

(3) 健康影響調査

大阪市では、国の広域的、統一的な調査に協力しています。

○ 環境保健サーベイランス調査

大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講じる環境保健サーベイランスシステムを構築するための調査を実施しています。

平成27年度も西淀川区及び淀川区で3歳児及び6歳児を対象に質問票による調査を実施しました。

回答者数 1,861名 (3歳児)

1,666名 (6歳児)

経済戦略局 Top Commitment

環境問題が地球規模に拡大する中、低炭素社会の実現と大阪経済の持続的な発展の両立が今後の重要な課題の一つとなっており、当局ではそれらの両立に向けて取組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

低炭素社会の実現に向けては、ESCO 事業によるスポーツ関連施設の省エネルギー改修に加え、全国に先駆けてエネルギー効率の高いLED 照明を博物館施設の展示照明用に導入を図っており、今後も局所管施設における省エネルギー化に向けた取組みを進めてまいります。

また、低炭素社会における大阪経済の持続的な発展に向けては、市内企業を対象として、省エネルギー化に関する相談の取組みを実施するとともに、先進的な技術開発の支援や、環境ビジネスや環境経営に取り組む企業・団体の紹介などにより、環境関連産業の振興を図るほか、特区制度を活用して新エネルギー関連企業の集積等に努めるなど、今後も企業の省エネルギー化と環境関連産業の振興を図り、大阪経済の持続的な発展を支援してまいります。

福祉局 Top Commitment

社会福祉、社会保障に関する事務事業を担当している福祉局では、高齢者、障がい者のための各種施設や、生活困窮者への支援、生活保護事務、国民健康保険、介護保険等の事業を実施しています。

高齢者や障がい者に関する多くの施設を所管しており、照明・OA 機器の使用や空調設備の運転などにより、電気や都市ガスなどの多くのエネルギーを使用しているところです。このため、適正な冷暖房の温度設定、業務に影響のない範囲での減灯、LED 照明の導入、冷温水発生器や空調機のスケジュール運転時間の緻密な調整及び施設運営に影響のない範囲での床暖房設備の使用抑制等により、温室効果ガス排出量の削減に努めています。

また、効果的な施設の運用や「庁内環境管理計画」を推進し、環境負荷の低減に取り組んでまいります。